

(別添日程)

令和3年度 特定事業所集中減算の取扱いスケジュールについて

「居宅介護支援費の算定にかかる特定事業所集中減算の取扱いについて」に基づく、紹介率最高法人の紹介率が80%を超え、「正当な理由」として申し出られた場合の減算の適否の判断は下記の日程で行う予定ですので、ご承知願います。

なお、「正当な理由」と認められるかどうか等の照会には応じられませんのでご了承ください。

記

前 期	後 期	手 続 き
7月31日	1月31日	・紹介率最高法人への紹介率が80%を超える見通しだが、「その他正当な理由」(⑤の理由の場合)がある場合の市への申し出期限 <u>(該当の事業所→甲賀市) ※事業所所在地市町村へ申し出てください。</u>
8月2日 ↓ 8月20日	2月1日 ↓ 2月18日	・上記申し出のあった事業所においてヒアリング等の実施 *日程については追って市から連絡します。
9月1日	3月1日	・ヒアリング等の結果、やむを得ないと判断するかどうかの通知
9月15日 【必着】	3月15日 【必着】	・特定事業所集中減算に係る報告書類提出期限(全居宅介護支援事業所対象) <u>(事業所→甲賀市)</u> *追加で資料を求める場合があります。
10月15日頃	4月15日頃	・「正当な理由」を申し出た事業所への結果通知